

新型コロナウイルス感染防止対策について

令和 3 年 4 月 28 日
桜井市新型コロナウイルス対策本部

本日、桜井市新型コロナウイルス対策本部会議において、奈良県の「緊急対処措置」の発出を受け、この対策方針を、下線部のとおり改定することといたしました。

1. 市立小中学校、幼稚園

(1)市立小中学校及び市立幼稚園について

・通常どおり開校。

(2)感染防止対策

・これまで行ってきた感染防止対策を継続して実施する。

2. 学童保育所

(1)保育について

・通常どおり開所。

(2)感染防止対策

これまで行ってきた感染防止対策を継続して実施する。

3. 市立保育所

(1)保育について

・通常どおり保育を実施。

(2)感染防止対策

これまで行ってきた感染防止対策を継続して実施する。

4. 市内行事と施設の取り扱い

(4月29日から当面の間)

(1) 感染状況を見ながら、市主催行事を延期または中止する。

(2) 感染状況を見ながら、市内で開催される市主催以外の行事・イベントに対しては、感染拡大防止の観点から、開催の必要性を改めて見直すことを促し、真にこの期間内に開催する必要がない限り、延期または中止を要請する。

(3) 感染状況を見ながら、市の公共施設について市民利用に限定する。(但し4月28日までに受付けた市外利用の予約は利用を認め、新たな市外利用の予約はこの間に行わない。)

① まほろばセンター関係

・ひみっこぱーく

・高校生の自習室・交流スペース

・ドレミの広場

・市民活動交流拠点

・健康ステーション

・貸館について

② 桜井市保健福祉センター「陽だまり」関係

・つどいの広場

③ 市立図書館

④ 中央公民館

⑤ 総合体育館、芝運動公園

⑥ 埋蔵文化財センター

⑦ ふれあいセンター

⑧ 総合福祉センター

5. 市内の感染症患者発生状況ごとの下記施設の臨時休業に関する基本的な考え

【施設名】 市立小学校、中学校、幼稚園、学童保育、市立保育所、その他公共施設

発生状況	①施設内で感染症患者が発生した場合	②複数のクラスター感染や市中感染となった場合	③市内で単体の感染症患者が発生した場合
休業の方法	感染症患者が発生した当該施設の全部又は一部を臨時休業とする。	上記施設について本部会議で臨時休業を検討する。	休業しない。

6. 市職員(教職員、保育士等を含む)の勤務について

- (1)市職員に微熱を含む発熱等の風邪症状が見られる場合、当該職員は、休暇を取得し、外出を控える。同居する家族に患者・感染者が発生した場合や、厚生労働省による受診の目安に該当する症状が見られる場合も同様とする。
- (2)市職員に感染が確認された場合、当該職員や濃厚接触者等が勤務する部署及び周辺の部署を一時的に閉鎖し、必要な市民サービスは、可能な限り他のスペースに窓口を設置して対応する。
- (3)患者・感染者との接触機会を減らす観点から、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を認める。市内事業者や団体にも、同様の配慮を求める。
- (4)マスクを着用する。

7. 国及び県との連携

感染拡大防止に向け、政府や県(中和保健所を含む)との情報共有と連携を密にし、引き続き、市

行政として行いうる対策に全力で取り組む。

8. 医師会及び市内医療機関との連携

感染拡大防止に向け、医師会及び市内医療機関と情報共有を密にし、今後の発生段階に合わせた必要な体制が取れるよう連携協力を進める。

以上

注 釈

第 22 報からの変更点(下線のある箇所)

●4. 市内行事と施設の取り扱い欄の全て

修正前 「(1)行事・イベント開催については、感染リスクを軽減するための各種措置(※1)が行われている場合は、国及び県に基づき、次の通り新たな開催制限緩和の目安を適用する。それ以外の場合は、従来の開催制限緩和の目安を原則とする。

次に示す、収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

(2)市有施設等は、感染防止対策を講じて業務を行う。」

修正後 「(1) 感染状況を見ながら、市主催行事を延期または中止する。

(2) 感染状況を見ながら、市内で開催される市主催以外の行事・イベントに対しては、感染拡大防止の観点から、開催の必要性を改めて見直すことを促し、真にこの期間内に開催する必要がある限り、延期または中止を要請する。

(3) 感染状況を見ながら、市の公共施設について市民利用に限定する。(但し4月28日までに受付けた市外利用の予約は利用を認め、新たな市外利用の予約はこの間を行わない。)」

●別紙(感染リスクを軽減するための各種措置)

修正前 「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について(新たな目安)」

修正後 「(削除)」